

成年被後見人の親族による 預金取引履歴の開示請求

成年後見人の使い込みがニュースになることがあります。使い込みが疑われる場合に被後見人の親族から預金取引履歴の開示請求が認められるのでしょうか？

銀行は、親族に対して取引履歴の開示義務を負っていないため、守秘義務に基づき親族からの開示請求に応じることはないでしょう。

では、成年後見人の使い込みが疑われる場合には、被後見人の親族はどうすればよいのでしょうか？

次のような方法が考えられます。

- ① 成年後見人について、解任の審判の申立てを行う。
- ② 成年後見人が被後見人の口座から払い戻すこと等の処分を禁止する審判の申立てを行う。
- ③ 後見監督人の選任の審判の申立てを行う。

実際には、①の解任の審判の申立てを行うことが多いと思います。



(司法書士 小司隆信)

成年後見制度利用に本人の同意？

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて次の3つに分かれます。

- ① 後見 (自己の財産を全く管理・処分ができない人)
- ② 保佐 (自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な人)
- ③ 補助 (自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある人)

家庭裁判所に成年後見制度利用の申立(後見・保佐・補助いずれも)を行うには、医師の診断書(専用の様式あり)が必要となります。

補助の場合には申請書の中に本人の同意を示す署名押印が必要。
(保佐の場合は同意が必要な場合あり)

本人の同意が問題なく進むといいですね。



(行政書士 & ファイナンシャル
プランナー 山崎真一郎)

司法書士法人たなか事務所

【瑞浪事務所】 〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

【多治見事務所】 〒507-0038 岐阜県多治見市白山町三丁目13番地の1

TEL 0572-26-7711 FAX 0572-26-8545

